

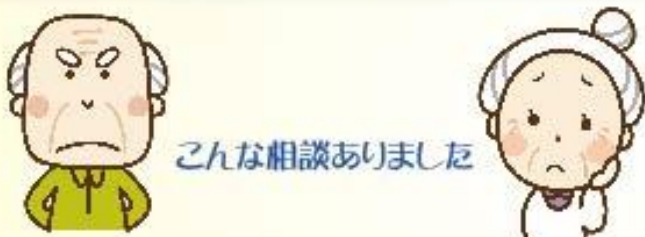
東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.109

発行：東濃西部広域行政事務組合

成年年齢引き下げ 2022年4月から18歳で成人です。

成年年齢が、2022年4月から、現行の20歳から18歳へ引き下げられます。その時点で18歳・19歳の方は新成人となり、2004年4月2日以降に生まれた方は18歳になる誕生日を迎えると新成人になります。つまり、4月から高校3年生になる方は誕生日が来ると新成人です。民法が定める成年年齢は「一人で契約することができる」「父母の親権に服さなくなる」という意味があります。すなわち、一人前の成人として自らの意思で契約ができるということです。一方、飲酒や喫煙、公営ギャンブルは、健康面の影響や非行防止、青少年保護の観点から20歳からと現状維持となっています。社会経験に乏しく、保護がなくなったばかりの成人を狙い打ちにする悪質な事業者もいますので、契約を結ぶ際は、慎重に行いましょう。



こんな相談ありました

突然「近所で工事をしていてお宅の雨どいが壊れているのに気づいた。1000円で直す」と言うのでお願いした。工事が終わると瓦がずれていたと写真を見せられ、いつの間にか高額な契約をしてしまった。解約したい。

安価で修理をするということをきっかけに高額な工事契約を迫る手口です。特に高い屋根などは日常的に点検できる箇所ではないため、本当に必要な契約か判断することは困難です。その場で契約するのではなく、他の事業者にも確認してもらうなど、契約は慎重に行いましょう。

9月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	11件
訪問販売	18件
訪問購入	0件
通信販売	35件
連鎖販売	0件
電話勧誘	8件
送り付け商法	1件
無店舗販売	0件
不明・無関係	10件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。
例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業